

# 10月1日から、きれいな三原まちづくり条例がスタートします



条例では、市内全域で、空き缶や吸い殻などのポイ捨て、落書き、飼い犬のふんの放置などを禁止しています。また、一部の区域では、歩きながらの喫煙も禁止されています。これらの禁止行為には、罰則が設けられています。なお、市では、条例のスタートに合わせて、次の取り組みを行います。

## 取り組みの内容

### ①市内一斉の間口清掃

ごみゼロを願って、10月から、10日・20日・30日のうち毎月1回以上の清掃活動を提唱します。事業所や市民の皆さんの協力をお願いします。

募集します。

### ③きれいな三原&マナー向上推進啓発協賛団体を募集

環境美化の推進にあたり、協賛団体を募集して、看板や啓発グッズを作成します。

### ④環境美化重点区域のモデルアクション事業

環境美化重点区域内の町内会、事業所、学校などと協働で、マナー向上の推進を図ります。

### ⑤環境保全、美化クリーン・エコ推進活動表彰

地域の環境美化や環境保護活動に貢献した、町内会・自治会、事業所、市民、市民団体、学校などを表彰します。

### ⑥巡視パトロール

環境美化重点区域と喫煙制限区域を中心に、環境美化と禁止行為防止の呼びかけ、巡視パトロールを実施します。

### ⑦条例施行イベント&グリーンキャンペーン

とき 10月1日(土)・2日(日)と  
ところ 環境美化重点区域(市内4か所)

※いずれも詳細は、広報みはらや、市ホームページなどでお知らせします。

問い合わせ先 環境政策課 ☎0

848 ⑥6194 FAX 0848

⑥6199

②きれいな三原&マナー向上推進アクション宣言・登録制度  
環境美化を推進するアクション宣言と、登録を行う団体を

## 平成24年度 市民提案型協働事業

### 市民活動団体・住民組織の皆さん

### 市と一緒に取り組む事業を提案してください!

地域の課題解決のために、市と一緒に取り組む事業を募集します。

提案された事業は、審査により採用を決定します。

採用された団体は、上限50万円の経費支給を受け、市と一緒に事業を実施します。

提案対象事業 次の①②③に関するもので、平成24年度に実施する事業

- ①健康ウォーキングとラジオ体操の普及
- ②きれいな三原まちづくり条例の啓発
- ③子育て「金のルール」の普及・啓発

提案できる団体 次の①②④の条件を全て満たす市民活動団体、または住民組織

- ④5人以上で構成され、その半数以上が市内に在住、または通勤・通学している

②市内に事務所、または活動拠点がある

③1年以上継続した活動を行なっている

④会則や規約などに基づき運営され、会計処理を適正に行なっている

提案方法 9月30日(金)(必着までに、提案書、団体概要書、団体の規約、団体名簿をまちづくり推進課(市役所本庁4階)へ

※応募の手引き、提案書、団体概要書は、まちづくり推進課と各支所で配布しているほか、市ホームページからも取得できます。

問い合わせ先 まちづくり推進課 ☎0848 ⑥6184 FAX 0848 ⑥6199

### 子育て「金のルール」とは

早寝・早起き・朝ごはん・読書・あいさつ・靴そろえの6つのことです。これらを実践することで、子どもたちがたくましく生きるための力を身に付けることができます。

早寝

早起き



朝ごはん

読書



あいさつ

靴そろえ

